

～「Ubiquitous (ユビキタス)」とは「どこにでも存在する」を意味するラテン語。

「いつでも、どこでも、だれでも」が関わることのできるネットワーク環境のこと～

平成21年4月より法律が施行され、青少年(18歳未満)がインターネットを利用する場合には、青少年有害情報フィルタリングサービス(以下フィルタリングと記述)の利用が義務付けられました。

フィルタリングの活用は、青少年がインターネットに関わるトラブルの加害者や被害者にならないための予防策のひとつとして有効です。

学校として、児童生徒や保護者にフィルタリングの活用を促す際のポイントについて紹介します。

## 法律のポイントを確認しましょう！

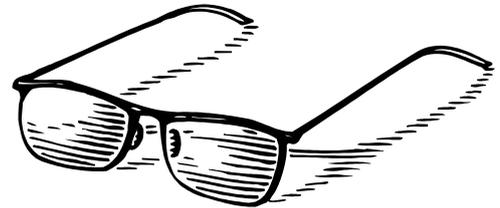
### 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

(平成21年4月1日施行)

児童生徒や保護者にフィルタリングの活用を促す際には、法的な根拠について確認しておく必要があります。(以下に法律のポイントを紹介します。)

#### Point 1 関係事業者の責務について

- ・関係事業者は、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置をしなければなりません。



#### Point 2 保護者の責務について

保護者は、その保護する青少年のインターネット利用について・・・

- ・インターネットに青少年有害情報が多く流通していることを認識しなければなりません。
- ・インターネットの利用状況を適切に把握しなければなりません。
- ・インターネットの利用を適切に管理しなければなりません。
- ・インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めなければなりません。
- ・不適切に利用した場合には、様々な問題が生じることに留意しなければなりません。(青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等)

#### Point 3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者の義務について

- ・契約者または使用者が青少年で、インターネットを利用する場合、携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、フィルタリングの利用を条件としてインターネット接続サービスを提供しなければならないことになっています。
- ・ただし、「フィルタリングの必要なし」と保護者が判断して申し出れば、事業者にはフィルタリングの提供義務は発生しません。

#### Point 4 すべては保護者の判断に委ねられている

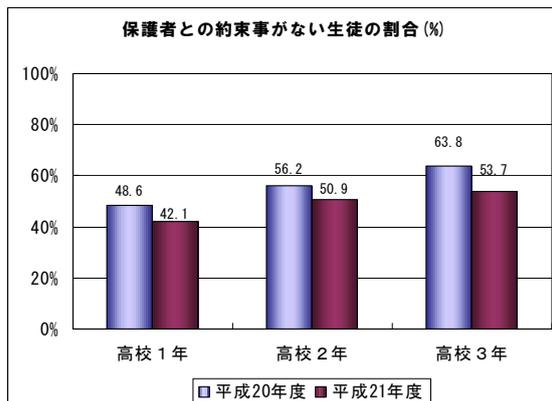
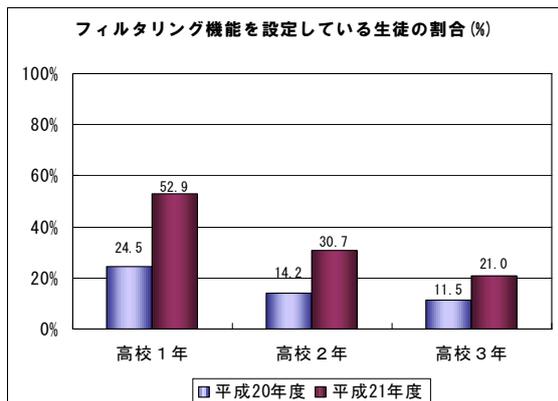
上記のとおり、青少年のインターネット利用については、利用状況の把握を含め、すべて保護者が適切に管理して指導するということになっています。

また、フィルタリングを利用するか否かの判断についても保護者の判断に委ねられています。

※以上のポイントを保護者と共有することが大切です。(学校と保護者で児童生徒をサポートする)

## 購入する前に適切な指導を！

平成21年度に高校生を対象として実施したアンケートの結果より



- ・「フィルタリング機能を設定している」生徒の割合が低い。(5割程度以下)
- ・「保護者との約束事がない」生徒の割合が多い。(5割程度以上)

平成21年10月に県内の高校生を対象として実施したアンケートの結果ですが、フィルタリング機能の設定率は、法律の施行後に関わらず3年生が約2割、2年生が約3割、1年生でも約5割となっています。平成21年度入学生の中には、法律の施行前に携帯電話を購入した生徒が多数いると思われます。法律施行前に携帯電話を購入した青少年については、携帯電話各社からフィルタリングの利用有無について確認が行われました。しかし、フィルタリング機能の利用率はあまり伸びていません。(平成20年度と平成21年度の比較 2年生 24.5%→30.7% 3年生 14.2%→21.0%) また、携帯電話の使用について「保護者との約束事がない」と回答した生徒は全体の5割程度です。

つまり、携帯電話を購入する前に適切な指導をする必要があるといえます。

## 新入生の保護者に向けた通知（サンプル紹介）

前述したとおり、携帯電話に関わる指導は、購入前に行っておく必要があります。

そこで今回、新入生とその保護者に向けた通知のサンプルを作成しました。

### 【携帯電話青少年有害情報フィルタリングサービスの利用について】（別紙）

- ・法律の施行と概要について（保護者や事業者の責務について）
- ・フィルタリングサービスの利用について（お願い）
- ・保護者との約束事について（利用する機能や時間帯について）
- ・トラブル発生時の対応について
- ・参考資料（保護者との約束事の例、法律の条文）

学校の実情に合わせてご活用ください



### 次号の掲載内容（予定）

生徒指導総合対策会議が平成22年度に実施した「携帯電話についてのアンケート」の調査結果についてご報告します。

生徒指導総合対策会議では、皆様からのご質問や、「こんな点を教えて欲しい」「こんな事例での対応策は？」など、身近な疑問についての質問をお受けしたいと思います。個別事例のご相談も可能な限り行いたいと思いますが、共通の話題として「ユビキタス@nagano」にもできる範囲で掲載したいと思います。下記までご連絡ください。

生徒指導総合対策会議事務局 担当：長野県教育委員会 教学指導課 心の支援室生徒指導係  
Tel 026-235-7436（直通） Fax 026-235-7495 E-mail kokoro@pref.nagano.lg.jp

※「ユビキタス@nagano」は参考資料として情報提供しています。学校の実情に合わせてご活用ください。